5　介護労働懇談会の活用
センターは、各都道府県において行政機関、介護関係団体その他の関係機関等の地域の介護労働の関係者が一同に集う「介護労働懇談会」を定期的に開催して、相互の施策、事業に対する理解の促進、情報交換・共有、地域の実情に応じた課題を議論し、その解決方策を探る。
6　労働実態把握
センターは、雇用管理改善等の基礎資料を得るため、介護労働者の雇用実態や労働環境をきめ細かに調査及び分析をした介護労働実態調査を毎年継続的に実施する。
7　シルバー人材センターの活用
シルバー人材センターが介護施設等から介護補助業務（清掃、調理、配膳、送迎等）を受託することは、介護労働者が介護業務に専念できる環境づくりに寄与することから、厚生労働省は、シルバー人材センターによる介護補助業務の取組を支援する。
8　健康の保持・増進
介護労働者の健康の保持・増進を図るため、感染症対策、腰痛対策やメンタルヘルス対策等の健康確保対策を推進する。特に、メンタルヘルス対策については、各都道府県に設置された産業保健総合支援センター及びその地域窓口において、総合的な相談対応、事業者における対策の導入や拡充に関する専門家による事業所訪問、管理監督者向けの研修を行う。
厚生労働省は、事業者に雇用される労働者以外の従事者に対する労災保険への特別加入制度の周知や健康診査の受診の促進を図る。

○農林水産省告示第千百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十七年五月十三日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　宮崎県都城市美川町二六三七の一、二六三七の一五二
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十七年五月十三日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県山県郡安芸太田町大字下殿河内字権現一〇〇二八、一〇〇三四の一、字八幡二五の二、二七の一、二七の二、八二、八三の一から八三の三まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字権現一〇〇二八・一〇〇三四の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字八幡二五の二・二七の一・二七の二・八二・八三の一から八三の三まで（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び安芸太田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十七年五月十三日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県神石郡神石高原町井関五三〇一の四六、五三〇一の四八、五三〇一の四九
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十七年五月十三日
農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　保安林の所在場所　愛知県新城市門谷字鳳来寺七の七〇（次の図に示す部分に限る。）、作手荒原字雁峰一の一六四、一の一六八、一の一七〇
(二)　指定の目的　水源の涵養
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字鳳来寺七の七〇（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二　(一)　保安林の所在場所　愛知県新城市池場字寺沢四〇・四一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三六の一、三七、三七の一、三七の二、三八、四〇の一、四四、四四の一、字井戸入一五、一五の一、字林三一、三二、字池畳三九、字渡津呂一五、字須栃一三（次の図に示す部分に限る。）、乗本字保木平九の一、九の二、一〇の三、一四・一五・一七合併、門谷字柿ノ久保一、七の一、七の二、一二の一、一八、字笠川四の一、八の二、一三の一、三一、四三の一、字下分垂二の一、一四、一六の三（次の図に示す部分に限る。）、一七、一八、二七の一、二八の一、二九、字平沢二一の一、二二から二四まで、二六、二八、二九の一、字合鏡一、九、六二の二、六二の三、字高徳八、九、一九、三〇、三三、五六、字宮下七、一一
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び新城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十七年五月十三日
農林水産大臣　林　芳正